

改正案

電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一〜六	<p>七 重要通信の確保 <u>ふくそう対策</u>並びに ふくそう発生時の体制及び措置</p>	八
(略)	<p>(1) 緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関すること。 <u>電気通信回線設備の通信容量に関する基本的な考え方に関すること。</u> <u>ふくそう発生時における通信規制及び重要通信の優先的取扱いの具体的な方法に関すること。</u> <u>ふくそう発生時</u>における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。 (5) ふくそうの拡大防止に関すること。</p>	(略)

現行

電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一〜六	<p>七 重要通信の確保並びにふくそう発生時の体制及び措置</p>	八
(同上)	<p>(1) 緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関すること。 <u>ふくそう時</u>における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。 (3) ふくそうの拡大防止に関すること。</p>	(同上)

附 則

この告示は、平成二十四年九月一日から施行する。